仕　様　書

1　件名

会計監査人監査業務 契約候補者選定（令和９事業年度から令和１４事業年度）

2　監査の趣旨

独立行政法人においては、独立行政法人通則法第３９条の規定に基づき、会計監査人の監査を受けることが義務付けられており、当法人においても平成２２事業年度から継続して会計監査を受けているところである。

当該監査人の選任は厚生労働大臣が行うこととなっているが、その選任に当たり、当法人が候補者を選定し、候補者名簿を厚生労働大臣あて提出することとされている。

本仕様書は、当法人の令和９事業年度から令和１４事業年度の決算における会計監査人候補者の選定をするためのものである。ただし、会計監査人については、毎年度、厚生労働大臣の選任を受けることから契約期間は単年度となる。

なお、令和１０事業年度以降については、厚生労働大臣の選任を求めるにあたり、候補者から監査計画書の提出を受け、当センターにおいてその内容を確認し、適切であると認められる場合に限り、引き続き厚生労働大臣の選任を求めることとする。

ただし、選定された者が行政処分を受けるなど特別の事由が生じた場合は、選定の見直しの対象となるため留意すること。

3　監査の概要

（１）監査業務の対象

独立行政法人通則法第３９条に規定されている財務諸表、事業報告書及び決算報告書に対する会計監査（内部統制の基本的要素の一つであるＩＣＴ（Information and Communication Technology：情報通信技術）に関する監査及び監査業務に付随する会計処理に係る疑義照会への対応を含む。）並びに当該監査結果の当法人役員への報告（監事との年２回以上の情報交換を含む。）及び財務諸表等に対する監査報告書の提出

（２）監査の対象期間及び実施期間

（令和９事業年度の場合）

① 監査対象期間

令和９年４月１日～令和１０年３月３１日

② 監査実施期間（予定）

契約締結日～令和１０年６月３０日　※別途協議する。

期中監査　　契約締結日～令和１０年３月３１日

期末（決算）監査　令和１０年４月１日～令和１０年６月３０日

※なお、令和１０事業年度以降の期中監査の開始日については、7月１日となる。

（３）監査体制及び監査実施要領

① 監査体制

主たる監査従事者については、公認会計士の資格を有している者であること。

② 監査日数

監査日数（時間）は、必要最低限にとどめることとし、具体的な日程については、別途協議するものとする。

【予想最低監査日数（時間)】　約７００時間
なお、往査に係る監査従事者は４名程度とする。

③ 講評
往査の都度、原則として当該往査の最終日に、当法人の監査対応部署及び関係部署に対し、監査の実施結果及び指摘事項等について口頭で講評を実施すること。なお、講評の出席者及び実施方法については、当法人と協議の上、決定すること。

（４）監査の実施場所（往査場所）
当法人事務所とする。

（５）当法人から会計監査人への財務諸表の提出期限
（令和９事業年度の場合）
令和１０年５月中旬（予定）　※別途協議する。

（６）会計監査人から監事への報告
（令和９事業年度の場合）
令和１０年６月中旬（予定）　※別途協議する。

（７）監査報告書の提出期限及び提出場所
（令和９事業年度の場合）
① 監査報告書の提出期限
令和１０年６月中旬（予定）　※別途協議する。
② 監査報告書の提出場所
国立研究開発法人国立循環器病研究センター　監査室
〒５６４－８５６５　大阪府吹田市岸部新町６番１号

（８）監査報酬の額及び支払時期
① 監査報酬の額
本仕様書に定める期中及び期末（決算）監査に係る報酬のほか、当該実施に係る交通費及び旅費等の含む一切の経費とする。ただし、残高確認証の発送費用（切手代、金融機関手数料）は、含まない。
なお、監査報酬の額には、消費税を含むものとする。
② 支払時期
監査期間終了後、監査報酬の額を請求するものとし、当該請求の翌々月末日までに支払うものとする。
令和９事業年度期中監査における監査報酬額
（令和１０年４月請求）
令和９事業年度期末（決算）監査における監査報酬額
（令和１０年７月請求）
③ 事情の変更
監査日数の大幅な増減等が生じた場合の監査報酬については別途協議とする。

（９）競争参加資格
１）受託者に求められる要件
本件の受託を希望する者は、下記の条件を満たしていなければならない。
①独立行政法人通則法第４１条に規定される資格を有する者であること。
②国立研究開発法人国立循環器病研究センターの所在地である大阪府に業務の拠点となる事務所等があること。
③直近の過去５年間に独立行政法人（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成２０年６

月１１日法律第６３号）第２条第８項に規定する法人が望ましい。）又は国立大学法人に対する連続した複数年度に跨る会計監査の実施実績を有すること。
④直近の過去５年間に病床数４００床以上の病院に対する連続した複数年度に跨る監査実績を有すること。
⑤監査に従事する者には、独立行政法人又は国立大学法人の監査経験を有する者を含むことが望ましい。

２）事前の提出書類

本件の受託を希望する者は、上記に掲げる受託者の要件を満たすことを証明するために、別途定める競争参加資格確認書類受領期限までに下記の書類を提出すること。

① 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等（その他）等級 A、B、又は C」の写し
②（９）１）①②を満たしていることを確認できる書類（現在事項全部証明書の写し等）
③（９）１）③に定める独立行政法人又は国立大学法人に対する監査実績を１件以上証明する書類（契約書の写し等　１件でよい）
④（９）１）④に定める病床数４００以上の病院に対する監査実績を１件以上証明する書類（契約書の写し等　１件でよい）

（10）契約締結条件

本件落札者については、当法人の会計検査人候補者としての資格を有することになるが、契約に当たっては、厚生労働大臣から当法人に係る会計監査人の選任を受けることが必要となる。

このため、当法人は、落札者決定後、厚生労働大臣が指定する期日に、速やかに会計監査人の選任承認申請（候補者選定）を行い、これにより承認を受けた後、契約に関する手続等を行うものとする。（令和９年９月を目途とする。）なお、令和１０事業年度以降も同様とする。

（11）その他

監査契約書については、監査約款を添付するものとする。

４　機密保持について

会計監査において、知り得た当法人を含む全ての情報に関し、いかなる理由があろうとも作業中及び作業後においても第三者に公開してはならない。特に、作業中においては、各情報についての取扱には十分注意し、情報漏えい等のセキュリティ事故を発生させないよう十分留意すること。

５　提出書類について

（１）落札者は、令和９事業年度財務諸表等における会計監査人監査に係る監査計画書を契約後３０日以内に当法人へ提出すること。

（２）監査計画書には、以下の事項の記述が必要であること。
①監査の目的
②監査の対象
③監査の従事者
④監査の実施方法
⑤監査の時期・内容（日数、時間、人員）

（３）当該監査計画書は、会計監査を実施するに当たり当法人の役員への説明が必要となること。

６　当面のスケジュール（概要）について

令和９年９月～	会計監査人の候補者選定
	厚生労働大臣あて候補者選任の申請
	会計監査人の選任
	厚生労働大臣からの選任の承認
	選任の承認後、監査法人との契約締結
契約締結後～	監査計画書の提出
	令和９事業年度期中監査の実施
令和１０年４月～６月	令和９事業年度期末監査の実施
	監査報告書の提出
令和１０年６月末	当法人財務諸表を厚生労働大臣あて提出

７　その他

（１）この仕様書に定めのない事項が生じた場合、また不明な点が生じた場合等はセンターと受託者で協議し決定することとする。